

長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田上高久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第7号

長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表事業課の項中第7号を削り、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号に「傷病手当金に関すること。」を加える。

別表保険管理課の項中第9号を削り、第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。